



議案第百二号

吉田地区農地造成工事請負契約の締結について

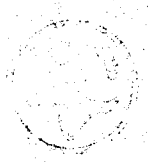
次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十三年九月二十九日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾参年九月廿九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



- 一 工 事 名 吉田地区農地造成工事
- 二 工 事 場 所 東伯郡三朝町大字坂本及び片柴地内
- 三 契約の相手方 倉吉市山根五四二の一  
株式会社河金組 取締役社長 河 金 敬 儀
- 四 契 約 金 額 四七、〇〇〇、〇〇〇円
- 五 工事完成期限 昭和五十四年三月二十日
- 六 契約締結の方法 指名競争入札